

静岡県人事委員会は、平成28年改正給与条例第1条等の施行に伴う給料の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1143

平成28年改正給与条例第1条等の施行に伴う給料の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 平成28年改正給与条例第1条等 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年静岡県条例第24号。第6号において「平成28年改正給与条例」という。）第1条、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡県条例第25号。第6号において「平成28年改正教職員給与条例」という。）第1条及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年静岡県条例第26号。第6号において「平成28年改正警察職員給与条例」という。）第1条をいう。
- (2) 経過措置規則 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（静岡県人事委員会規則7-1125）をいう。
- (3) 改正給与条例附則第4項等 経過措置規則第3条第1項の規定による改正給与条例附則第4項等をいう。
- (4) 改正給与条例附則第5項等 経過措置規則第4条第1項の規定による改正給与条例附則第5項等をいう。
- (5) 施行日 平成28年改正給与条例第1条等の施行の日をいう。
- (6) 改正前の給与条例等 平成28年改正給与条例による改正前の職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）、平成28年改正教職員給与条例による改正前の静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）及び平成28年改正警察職員給与条例による改正前の静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）をいう。

（改正給与条例附則第4項等又は改正給与条例附則第5項等の規定による給料の特例）

第2条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において経過措置規則第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する改正給与条例附則第4項等又は改正給与条例附則第5項等の規定による給料については、同号中「対応する給料月額に」とあるのは「対応する給料月額（同日が施行日前であるときは、改正前の給与条例等の規定による給料月額。以下この号において同じ。）に」と読み替えて同規則の規定を適用した場合の改正給与条例附則第4項等又は改正給与条例附則第5項等の規定による給料の額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。